

令和8年度
丹波市の農業振興施策に関する
意見書

令和7年11月7日

丹波市農業委員会

貴職におかれましては、本市の農業振興に向けた取組を積極的に展開されるとともに、農業委員会の活動に格別なご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、農業・農村を取り巻く環境は、高齢化による離農や後継者不足による担い手の減少などにより農業従事者が減少しており、これらを起因とする遊休農地の増加が大きな課題となっています。

さらには、国際情勢の著しい変化による、農業用資材や燃料等の価格高騰、異常気象による農作物への被害等が農業経営に深刻な打撃を与えており、農業者にとっては依然として厳しい状況が続いています。

このような状況を踏まえ、農地等利用最適化推進の観点から、様々な課題解決に向けての意見を、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき提案しますので、内容をご精査いただき、丹波市の農業振興施策に反映いただきますようお願いいたします。

令和7年11月7日

丹波市長 林 時 彦 様

丹波市農業委員会

会長 岸 本 好 量

令和 8 年度丹波市の農業振興施策に関する意見書

1 農業の担い手・後継者対策

全国で進められてきた地域計画において、農林水産省の都道府県別策定状況資料によると令和 7 年 9 月時点で地域計画区域内の農地のうち、10 年後に耕作者が位置付けられていない農地の割合が全国平均 32 パーセントと公表されています。今後の地域計画の策定や見直しによって、さらに高い割合になるのではないかと危惧しています。

丹波市農業委員会としては、1 集落に大規模農家や集落営農組織などの経営体があり、大規模農家等が入っていけない農地を中小規模農家が耕作し、集落内の農地を守っていくことが中山間地域である丹波市の農業のあり方と考えています。現在の国や県、市の施策は大規模農家や新規就農者に対する支援が中心で、中小規模農家や兼業農家に対する支援を強化していく必要があります。

丹波市は、現在の地域計画の策定状況を踏まえ、10 年後の農業のあり方について、どのような方向に導こうとされているのでしょうか。

(1) 中小規模農家への農機具購入資金支援

中小規模農家や兼業農家では、高齢化等により農機具が動かなくなったら離農するケースや、トラクターやコンバインなど作業効率の高い高額な農機具を更新して取り組むだけの農業に対する魅力がなくなり、子どもに農業を継がせることも困難な状況になっています。

既存の補助事業は、認定農業者や集落営農組織、新規就農者等の担い手には補助制度がありますが、兼業農家や農地の受け手となっている中小規模農家には適用されるものが少なく、この農家が丹波市の農業を支えていると言っても過言ではありません。

丹波市農業委員会の意見書を受けて事業化いただきました小規模農家等グループ支援事業については、申請件数が少なく、その理由としては農業機械の使用が一時期に集中し、故障時の責任の所在などが要因となり活用しづらいものとなっていますので、農作業の負担軽減のため、個人農家を対象とした農機具購入の資金支援を検討してください。

(2) 「農の学校」の改善

現在の「農の学校」カリキュラムでは、有機農業を主とした教育の場となっ

ているため、市内で就農された卒業生は必然的に有機農業が主体となり、土地利用型農業は多くありません。

農の学校を卒業した新規就農者が市内で農業経営の安定と規模拡大をするためには、有機農業以外の慣行農業も併用することが必要と考えますので、一般栽培のカリキュラムも多くした学びの場となるよう今年度設置された「農の学校検証委員会」で検証ください。

2 農村環境の保全・農地の維持管理

(1) 草刈り作業の軽減

担い手が経営面積を拡大していくのに支障となっているのが草刈り作業です。特に、中山間地域では圃場に高低差があるため、法面の草刈り面積が大きいうえに、高齢化も進んでおり、その労力と危険性に悩まされています。

丹波市では、昨年度から一部の自治協議会へ無償貸与しているラジコン式草刈機の実証結果により、畦畔等の草刈り作業を軽減する方策や、大型草刈機購入助成の創設、草刈りを行う法人や団体への運営支援を行うとともに、所有者と耕作者の役割分担並びに地域の協力体制など、市のリードによってより良い施策を取り入れてください。

(2) 地域の特性に合った農地の基盤整備・農用地区域の除外

丹波市農業振興地域整備計画における農用地区域は、昭和 40～50 年代に国費を投入して区画整備されていますが、50 年以上経過し少子高齢化や過疎化が進む中で中山間地域の生産性の低い圃場を維持管理することに限界が近づいてきている状況です。

農地の維持管理が悪くなり生産力が落ちている現状を改善するためには、担い手の後継者支援と基盤の問題解決が必要と考えます。認定農業者や集落営農組織、新規就農者が地域に参入し易い状況を作り地域内の中小規模農家との共存や地域の特性に即した農業の推進を図り農地の維持管理を行うためには、有機農業や慣行農業等を考慮したゾーニングが必要と考えます。

現在策定している集落ごとの地域計画を水利や担い手の状況に応じた広域的な地域計画にするとともに、農地中間管理事業の圃場整備等を活用し、受益者負担のない圃場整備や再整備、水路のパイプライン化、老朽施設の改修など基盤整備事業をさらに推進してください。

また、中山間地域の辺境の農振農用地や、集落内の主要道路の沿線にある農地は、子どもが帰ってきて家を建てようとしても制限があることから、帰って来ることができず離れた場所に家を建て、結果として後継ぎがいなくなっているという現状もあるので、農用地区域から除外し他の事業へ活用できるよ

う農用地区域の見直しに取り組んでください。

(3) 有害鳥獣対策の強化

農業者の高齢化や担い手不足に加え、鳥獣被害が原因で営農意欲が減退し、離農者の増加が加速している中で、全国的にも熊や鹿の生息数が増えて、農作物被害や市民生活が脅かされている昨今となっています。

昨年度提出した意見書に対する回答で、バッファゾーンの整備などの効果検証で「野生動物共生林整備」の市内9地区の事業効果と、県及び森林動物研究センターと共同して取り組んでいる「獣害対策チーム」の市内2地区の活動支援から事業効果の検証結果を、市内の他の地域にも広めてください。

また、集落で金属柵や電気柵を設置していても、隣接に未設置の農会や自治会があれば、効果的な獣害対策が出来ないので、広域的な獣害防護施策の実施や、獣害防護柵の助成金手続きの簡素化、助成の拡充など地域の被害対策への支援に取り組んでください。

3 丹波市ブランド(特産物)の生産振興

丹波大納言小豆・丹波黒大豆・丹波栗の丹波三宝を始めとする「丹波市ブランド」の生産振興と認知度の向上、高付加価値化への取組みが継続するなか、政府より事実上の減反政策であった生産調整を見直すとして、米の安定供給と生産拡大を推し進める方針が示されたところです。

近年、丹波大納言小豆、丹波黒大豆が高温や水不足により、安定的な栽培による収量の確保が難しくなっている中、米の供給量の不足による価格高騰で令和6年に小豆や黒大豆が収穫できなかった生産者が令和7年から水稻栽培に転換している状況や、昨今の更なる米価の高騰は、今後の水稻以外の市の特産物の栽培面積に大きく影響を及ぼすことが想定されます。このような連鎖により丹波市ブランドである特産物が消滅していく恐れがあり、産地を守っていくためには、まず種子の確保が重要であると考えます。

丹波栗においても、一年一作で収穫が出来る作物ではなく、担い手・後継者が無くなれば伐採され、益々丹波市ブランドを守ることができないため、特産物の栽培農家の実態を把握し、新規就農者や兼業農家への作付け支援、栽培継続の支援に取り組んでください。